

尾張旭市監査公表第7号

令和4年2月22日付け尾張旭市監査公表第4号をもって公表した定例監査結果報告について、令和4年3月2日付け3ワ第104号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和4年3月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

健康福祉部ワクチン接種推進室

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 新型コロナ対策W i f i ルータ借上業務において、予定価格書が作成されていない。尾張旭市契約規則第26条により、随意契約によろうとするときは、予定価格を定める必要がある。また、同条ただし書の規定により、予定価格の決定を省略する場合は、契約金額が30万円以下と定められている。</p> <p>2 バリアスタンド購入伺いにおいて、当該支出予定額が記載されていない。地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による随意契約としているので、尾張旭市契約規則第25条により80万円以下と推測できるが、30万円を超えた場合、決裁規程により部長の専決事項となるため、支出予定額の記載が必要となる。</p>	<p>1 尾張旭市契約規則に則って適正に事務を行うよう改めます。</p> <p>2 尾張旭市決裁規程に則って適正に事務を行うよう改めます。</p>